



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
7月21日  
号外(3)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

### ○ 規則

※滋賀県税規則の一部を改正する規則(税政課) .....	1
※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税政課) .....	2
※滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(DX推進課) .....	2

## 規則

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月21日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第45号

### 滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第5条中「し、または検査」を「、検査または掲示もしくは提出の要求」に改める。

第11条の4第1項中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

第13条の3中「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に、「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に、「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改める。

第14条の5中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

第15条の4中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

第20条の14中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

第20条の18中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

付則第6項中「第48条」を「第45条」に改める。

別表1(28)の項中「第6条の8第1項」を「第6条の7第1項」に改め、同表1(29)の項中「第6条の8第2項」を「第6条の7第2項」に改める。

別記様式第8号の2の5(表)中

法第七十 条の二第 三項	を	法第七 十七条の 二第 三項第 三号 および 第四号 に掲げ る事業	に、
--------------------	---	--	----

「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割額 (44)」を「法第72条の2第1項第3号および第4号に掲げる事業の収入割額 (44)」に改める。

別記様式第11号の6の11中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

別記様式第11号の12(表)中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

別記様式第17号の28(表)中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

### 付 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、付則第6項および別記様式第8号の2の5の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県税規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月21日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第46号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則(昭和41年滋賀県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「第2条第6号イ」を「第2条第6号」に改め、同条中「第2条第6号イ」を「第2条第6号」に、「第4条第1項第1号」を「第4条第1項」に、「同号ア」を「同項第1号ア」に改める。

第4条第1項中「産業振興促進区域に係る県税の課税免除申請書」を「第1種産業振興促進区域に係る県税の課税免除申請書」に、「産業振興促進区域内」を「第1種産業振興促進区域内」に改め、同条第2項中「離島振興対策実施地域に係る県税の課税免除申請書」を「第2種産業振興促進区域に係る県税の課税免除申請書」に、「離島振興対策実施地域内」を「第2種産業振興促進区域内」に改め、「薪炭製造業」の右に「(過疎地区内において営む畜産業または水産業を除く。)」を加える。

別記様式第1号中「産業振興促進区域に係る県税の課税免除申請書」を「第1種産業振興促進区域に係る県税の課税免除申請書」に、「産業振興促進区域における」を「第1種産業振興促進区域における」に改め、同様式注6中「産業振興促進区域」を「第1種産業振興促進区域」に改める。

別記様式第2号中「産業振興促進区域における畜産業または水産業  
離島振興対策実施地域における畜産業、水産業または薪炭製造業  
を行う者に係る雇用人等の明細」を「第1種産業振興促進区域における畜産業または水産業  
第2種産業振興促進区域における畜産業、水産業または薪炭製造業  
を行う者に係る雇用人等の明細」に改める。  
(過疎地区内において営む畜産業または水産業を除く。)

別記様式第3号中

「  
離島振興対策実施地域に係る県税の課税免除申請書  
」を  
「  
第2種産業振興促進区域に係る県税の課税免除申請書  
」に、  
「  
離島振興対策実施地域における個人の事業のうち畜産業、水産業または薪炭製造業に係るもの  
」を  
「  
第2種産業振興促進区域における個人の事業のうち畜産業、水産業または薪炭製造業(過疎地区内において営む畜産業または水産業を除く。)に係るもの  
」に

改め、同様式注7中「離島振興対策実施地域」を「第2種産業振興促進区域」に改め、「薪炭製造業」の右に「(過疎地区内において営む畜産業または水産業を除く。)」を加える。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号から別記様式第3号までの規定による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月21日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第47号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する

る条例施行規則(平成30年滋賀県規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を同表の8の項とし、同表の3の項から6の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の2の項の次に次のように加える。

3 条例別表第1知事の項(4)の規則で定める事務	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務 (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始もしくは同条第9項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務
--------------------------	---

#### 付 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

